公有地の拡大の推進に関する法律第4条及び第5条に基づく届出等一覧表

届出:一定面積以上の土地を有償で譲渡しようとするときは、<u>市長に届出が必要です。</u> 申出:地方公共団体等による土地の買取りを希望するときは、<u>市長に申し出ることができます。</u>

区分		都市計画区域内の土地を有 償売買する場合			都市計画区域内の土地を公 有地として自治体に買取を 希望する場合		
		届出の要否 (第4条第1項)			申出の可否 (第5条第1項)		
		市街化 区域	市街化区 域を除く 都市計画 区域	都市計 画区域 外	市街化 区域	市街化区 域を除く 都市計画 区域	都市計 画区域 外
都市計画施設の区域内 の土地 ^{※1}	100㎡未満の土地	否			否		
	100㎡以上200㎡未満 の土地	否			可		否
	200㎡以上の土地	要			可		
道路、都市公園河川等 の予定地 ^{※2}	100㎡未満の土地	否			否		
	100㎡以上200㎡未満 の土地	否			可		否
	200㎡以上の土地	要否			可		否
先買い区画整理事業等 の施行区域内の土地	100㎡未満の土地	否			否		
	100㎡以上200㎡未満 の土地	否			可 否		
	200㎡以上の土地	要否			可 否		
その他の土地	100㎡未満の土地	否			否		
	100㎡以上200㎡未満 の土地	否			可		否
	200㎡以上5,000㎡未 満の土地	否			可		否
	5,000㎡以上10,000 ㎡未満の土地	要否		可		否	
	10,000㎡以上の土地	要否		否	可		否
備考							

^{※1} 都市計画法により決定された道路・公園・緑地等

^{※2} 道路法により「道路の区域として決定された区域」、都市公園法により「都市公 園を設置すべき区域として決定された区域」、河川法により「河川予定地として指定された土地」など